地域産学連携科学技術振興事業費補助金	15,479	—	—	—	—	15,479	
科学技術人材育成費補助金	63,140	—	23,795	—	—	39,345	
文化芸術振興費補助金	46,797	—	2,574	3,365	—	40,858	
産学連携推進事業費補助金	33,776	—	17,638	—	—	16,138	
合　計	415,318	—	207,824	3,365	—	204,129	

⑿　役員及び教職員の給与の明細　（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(67,571) 67,571	5	— —	—
	非常勤	— 4,937	2	— —	—
	計	(67,571) 72,509	7	— —	—
教職員	常勤	(3,336,409) 3,392,908	447	(125,303) 125,303	6
	非常勤	— 429,795	512	— 348	5
	計	(3,336,409) 3,822,703	959	(125,303) 125,651	11
合計	常勤	(3,403,980) 3,460,479	452	(125,303) 125,303	6
	非常勤	— 434,732	514	— 348	5
	計	(3,403,980) 3,895,211	966	(125,303) 125,651	11

(注)

1．人件費の定義は、基本的に「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」による。

　常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことである。

2．支給額欄の上段括弧内は、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額である。

3．役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準は「国立大学法人京都工芸繊維大学役員報酬規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学役員退職手当規則」に基づいている。

4．教職員に対する給与及び退職手当の支給の基準は、「国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学職員退職手当規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学特任教員就業規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学特任専門職就業規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学外国人研究員就業規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学日々雇用非常勤職員就業規則」、「国立大学法人京都工芸繊維大学短時間勤務非常勤職員就業規則」及び「国立大学法人京都工芸繊維大学再雇用職員就業規則」に基づいている。

5．支給人員数は年間平均支給人員数による。

⒀　開示すべきセグメント情報

単一セグメントのため、記載は省略している。

⒁　寄附金の明細

区分	当期受入	件数	摘要
	(千円)	(件)	
京都工芸繊維大学	258,419	2,246	現物寄附135,960千円（2,083件）
合計	258,419	2,246	

⒂　受託研究の明細　（単位：千円）

区分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
京都工芸繊維大学	20,831	258,651	260,589	18,894
合計	20,831	258,651	260,589	18,894

⒃　共同研究の明細　（単位：千円）

区分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
京都工芸繊維大学	31,668	138,044	138,972	30,740
合計	31,668	138,044	138,972	30,740

⒄　受託事業等の明細　（単位：千円）

区分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
京都工芸繊維大学	—	29,989	29,429	560
合計	—	29,989	29,429	560

⒅　科学研究費補助金の明細　（単位：千円）

種目	当期受入	件数	摘要
科学研究費補助金			
新学術領域研究	(40,820) 11,946	13	
基盤研究(S)	(12,500) 3,300	4	